

社援発0410第9号
平成30年4月10日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）

改正後	現行
社発第246号 昭和38年4月1日	社発第246号 昭和38年4月1日
都道府県知事 各 殿 指定都市市長	都道府県知事 各 殿 指定都市市長
厚生省社会局長	厚生省社会局長
生活保護法による保護の実施要領について	生活保護法による保護の実施要領について
<p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1（略）</p> <p>2 収入として認定しないものの取扱い</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの（ア）～（エ）（略）</p> <p><u>（オ）日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金</u></p> <p><u>（カ）厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去</u></p>	<p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1（略）</p> <p>2 収入として認定しないものの取扱い</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの（ア）～（エ）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（オ）厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去</u></p>

<p><u>に支給された退職一時金の返還のための貸付資金</u> (4)・(5) (略) 3～5 (略)</p>	<p><u>に支給された退職一時金の返還のための貸付資金</u> (4)・(5) (略) 3～5 (略)</p>
--	--